

武蔵野市難病者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

武蔵野市難病患者福祉手当条例（昭和57年4月武蔵野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>難病等</u> <u>主に発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもので、市長が規則で定めるものをいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保護者 難病者の配偶者、難病者の親権を行う者又は後見人であって、現に</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>難病等</u> <u>次に掲げる疾病をいう。</u></p> <p><u>ア 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する指定難病（以下「指定難病」という。）</u></p> <p><u>イ 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号。以下「都規則」という。）別表第1疾病名の欄に掲げる疾病及びこれに準ずる疾病として規則で定める疾病</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保護者 難病者の配偶者<u>（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様</u></p>	<p>号の改正</p> <p>字句の追加</p>

<p>難病者の保護（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）を行っているものをいう。</p> <p>（受給資格）</p> <p>第3条 手当は、難病者又は難病者の保護者であつて、武蔵野市の区域内に住所を有する者（以下「受給資格者」という。）に支給する。ただし、武蔵野市心身障害者福祉手当条例（昭和45年3月武蔵野市条例第10号）に基づく手当の支給を受けている者には、支給しない。</p>	<p><u>の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、難病者の親権を行う者又は後見人であつて、現に難病者の保護（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）を行っているものをいう。</p> <p>（受給資格）</p> <p>第3条 手当は、難病者の<u>うち次の各号のいずれかに該当するものであつて、武蔵野市の区域内に住所を有するもの</u>（以下「受給資格者」という。）に支給する。</p> <p>(1) <u>当該難病者又はその保護者が法第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けている者</u></p> <p>(2) <u>都規則第6条の規定による医療券の交付を受けている者（これに準ずる者として規則で定める者を含む。）</u></p> <p>(3) <u>指定難病にかかっていることにより、当該難病者の保護者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定による医療受給者証の交付を受けている者</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正 ただし書の削除</p> <p>号の追加</p> <p>号の追加</p> <p>号の追加</p>
---	---	---

<p>(受給資格の認定)</p> <p>第4条 <u>受給資格者が</u>、前条の規定による手当の支給を受けようとするときは、市長に申</p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、</u> <u>受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。</u></p> <p>(1) <u>次のア又はイに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該ア又はイに定める者の前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。</u></p> <p><u>ア 20歳以上の受給資格者</u> <u>当該受給資格者</u></p> <p><u>イ 20歳未満の受給資格者</u> <u>当該受給資格者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者で、主として当該受給資格者の生計を維持するもの</u></p> <p>(2) <u>武蔵野市心身障害者福祉手当条例（昭和45年3月武蔵野市条例第10号）の規定による心身障害者福祉手当の支給を受けているとき。</u></p> <p>(受給資格の認定)</p> <p>第4条 <u>受給資格者は</u>、前条第1項の規定による手当の支給を受けようとするときは、市</p>	<p>項の追加</p> <p>字句の改正及び追加</p>
---	--	------------------------------

<p>請し、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。</p>	<p>長に申請し、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。</p>	
<p>（支給始期の特例）</p>	<p>（支給始期の特例）</p>	
<p>第7条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、難病者について、手当の支給を受けていた保護者の受給資格が消滅した場合において、当該難病者の新たな保護者が前の保護者の受給資格の消滅した日から3月以内に認定を申請したときは、前の保護者の受給資格の消滅した日の属する月の翌月から支給する。</u></p>	<p>第7条</p>	<p>項の削除</p>
<p>2. <u>東京都の他の区市町村において、この条例と同種の手当が支給されていた場合において、当該手当の支給された最後の月の翌月から起算して3月以内に認定の申請があつたときは、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月から手当を支給する。</u></p>	<p>1. <u>前条第1項の規定にかかわらず、東京都の他の区市町村において、この条例による手当と同種の手当の支給を受けていた場合において、当該同種の手当の支給を受けた最後の月の翌月から起算して3月以内に認定の申請があつたときは、当該同種の手当の支給を受けた最後の月の翌月から手当を支給する。</u></p>	<p>項の繰上げ及び 字句の改正 字句の追加 字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正</p>
<p>3. <u>災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該事由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月から手当を支給する。ただし、東京都の他</u></p>	<p>2. <u>前条第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該事由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月から手当を</u></p>	<p>項の繰上げ及び 字句の改正 字句の改正 字句の改正</p>

<p>の区市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。</p>	<p>支給する。ただし、東京都の他の区市町村において、この条例による手当と同種の手当の<u>支給</u>を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。</p>	<p>字句の追加</p>
<p>(受給資格の消滅)</p>	<p>(受給資格の消滅)</p>	
<p>第8条 受給資格は、<u>認定を受けた者</u>（以下「<u>受給者</u>」という。）が次の各号の<u>一</u>に該当するときは消滅する。</p>	<p>第8条 受給資格は、<u>受給資格者が次の各号のいずれかに該当</u>するときは消滅する。</p>	<p>字句の改正 字句の改正</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>	
<p>(2) <u>武蔵野市に住所を有しなくなつたとき。</u></p>	<p>(2) <u>第3条第1項に規定する受給資格者の要件を満たさなくなつたとき。</u></p>	<p>号の改正</p>
<p>(3) <u>第2条に該当しなくなつたとき。</u></p>	<p>(3) <u>第3条第2項各号のいずれかに該当することとなつたとき。</u></p>	<p>号の改正</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>	
<p>(認定の<u>取消等</u>)</p>	<p>(認定の<u>取消し等</u>)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>第9条 市長は、偽りその他不正の手段により受給資格の認定又は手当の支給を受けた者があるときは、当該認定を取り消し、その者に既に支給した手当の全部<u>若しくは一部</u>を返還させることができる。</p>	<p>第9条 市長は、偽りその他不正の手段により受給資格の認定又は手当の支給を受けた者があるときは、当該認定を取り消し、その者に既に支給した手当の全部<u>又は一部</u>を返還させることができる。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(支給の制限)</p>	<p>(支給の制限)</p>	
<p>第10条 市長は、受給資格者が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p>	<p>第10条 市長は、受給資格者が次の各号（<u>第1号</u>については、<u>受給資格者が保護者による保護を必要としている場合に限る。</u>）のいずれかに該当</p>	<p>字句の改正</p>

<p>(1) <u>難病者の保護を怠つてい ると認めるとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(届出義務)</p> <p>第11条 <u>受給者は、次の各号の 一に該当するときは、すみや かにその旨を市長に届け出な ければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第8条に該当したとき。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(状況調査)</p> <p>第12条 市長は、必要があると 認めるときは、認定を受けよ うとする者又は受給者に対 し、認定又は支給に必要な範 囲内で書類の提出及び報告を 求め、又は生活状況等につい</p>	<p>するときは、手当の全部又は 一部を支給しないことができ る。</p> <p>(1) <u>その保護者が適切な保護 を行っていないと市長が認 めるとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(届出義務)</p> <p>第11条 <u>受給資格者は、次の各 号(第2号については、受給 資格者が保護者による保護を 必要としている場合に限 る。)のいずれかに該当する ときは、速やかにその旨を市 長に届け出なければならない。 い。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その保護者による保護を 必要としなくなったとき。</u></p> <p>(3) <u>第8条第2号から第4号 までのいずれかに該当する こととなったとき。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 <u>受給資格者は、その現況に ついて、規則で定めるところ により市長に届け出なければ ならない。</u></p> <p>(状況調査)</p> <p>第12条 市長は、必要があると 認めるときは、認定を受けよ うとする者又は<u>認定を受けた 者</u>に対し、認定又は支給に必 要な範囲内で書類の提出及び 報告を求め、又は生活状況等</p>	<p>号の改正</p> <p>字句の改正 字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>号の改正</p> <p>号の追加</p> <p>号の繰下げ 項の追加</p> <p>字句の改正</p>
--	--	--

て調査を行うことができる。	について調査を行うことがで きる。	
---------------	----------------------	--

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第3号の改正（「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える部分のうち「。以下同じ」に係る部分を除く。）、第3条の改正（「者」を「もの」に改める部分に限る。）、第4条の改正（「受給資格者が」を「受給資格者は」に改める部分に限る。）、第7条第2項の改正（同項を第1項とする部分を除く。）及び同条第3項の改正（同項を第2項とする部分を除く。）、第8条各号列記以外の部分の改正（「一に」を「いずれかに」に改める部分に限る。）、第9条の改正並びに第11条各号列記以外の部分の改正（「すみやかに」を「速やかに」に改める部分に限る。） 公布の日

(2) 第11条に1項を加える改正 平成31年6月1日

(経過措置)

2 改正後の武蔵野市難病者福祉手当条例の規定は、平成31年8月以後の月分の難病者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の難病者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

障害者福祉サービスの更なる充実を図るため、受給資格者の見直しを行うほか、所要の改正をするものである。